

2007年 4月統一地方選に向けて		愛知中小企業家同友会 各党の中小企業政策に関する質問への回答 (到着順)			
愛知同友会の佐々木正喜会長名で各政党に対して公開質問状を提出し、以下の回答をいただきました。(2007年2月13日～28日)					
※質問については各400字以内でお願いしました。一到着順に上段より掲載					
	(1)①	(1)②	(2)	(3)	(4)
質問項目	「中小企業憲章」について ●その制定に関して	「中小企業憲章」について ●中小企業担当大臣の設置	「中小企業地域活性化条例」の制定について	税制に関して	貴党がとくに強く訴えておられる 中小企業政策について
質問内容	これまで中小企業政策は、たんに産業政策を補完するものとみなされてきました。しかし、すでに中小企業は国民経済の発展の中核的担い手として、国の根幹を支える重要な存在となっております。 日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業の役割を正當に評価し、豊かな国づくりの柱にすべく、そのために現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を指し示すもの、それが今私ども全国の同友会が制定を求めている「中小企業憲章」です。この点に関する貴党のお考えをお聞かせください。	中小企業省を有し、中小企業問題に専門にあたる大臣を設置している諸外国は数多く存在します。これに比して、わが国での中小企業の政治的、行政的地位はまだまだ低いものといわざるをえません。 また、中小企業に関する問題は、環境、労働、教育、社会保障、国土建設、農業等多岐にわたっており、その施策を展開する上でも現存の省庁間の緊密な連携が不可欠であり、経済産業省の外局では、そういう連携のコーディネート役を果たすことが難しいことは明らかです。 そこで、私たちは、中小企業の政治的地位の向上と諸施策の効果的運用を促すため、中小企業担当大臣を置くことを求めています。この点についても、貴党のお考えをお聞かせください。	今、私ども全国の同友会では「中小企業憲章」制定に取り組んでおり、その地域版ともいえるのが、「中小企業地域活性化条例」です。県の産業政策の柱に中小企業を位置付け、体系化し、その根拠としての条例の制定が必要だと考えます。 新中小企業基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する(第6条地方公共団体の責務)」と規定しています。その規定から要請されることは、中小企業政策を産業政策の柱と位置付ける理念を明確にし、どんな時代にあっても揺るぎなく実効性のある中小企業政策を講じることができるよう環境を整備することであり、その根拠として「愛知県中小企業地域活性化条例(仮称)」を制定することが必要だと考えます。 すでに埼玉県では、「埼玉県中小企業振興基本条例(2002年12月24日施行)」により、「中小企業立県」を宣言しました。最近では三重県が「三重県地域産業振興条例(2006年4月1日施行)」を策定し、福島県でも2006年10月に「福島県中小企業振興基本条例」が制定されており、条例制定は時代の要請ともなっています。この点に関して、貴党の見解をお聞かせください。	2006年度税制改正では、新たに「特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限」(法人税法35条)が導入されました。このことに関して「個人事業者と一人オーナー会社との負担の不公平」「新会社法施行により容易となる法人成りを利用した給与所得控除の二重控除による節税の防止」との趣旨に対しても、同族企業に對し他会社との公平性を欠くものであり新たな不公平をもたらすこと、法人税・所得税の法体系を歪めるもの、当会では指摘してきました。 以降、昨年2006年12月発表の与党「平成十九年度税制改正大綱」によれば、特殊支配同族会社の役員給与の給与所得控除相当部分の損金算入措置に關して、適用除外要件である基準所得(課税所得と業務主筆役員給与)を800万円以下から2倍の1600万円以下に引き上げる見直しが行われていると聞きます。 しかしながら、わが国の就業人口の8割が中小企業で働き、その中小企業の大部分は同族会社です。同族会社で雇用を生み出し、従業員の生活向上と安定に努力し地域経済を支えています。中小企業の経営を圧迫する課税は、地域経済の基盤を弱体化させるものであり、その影響に慎重な議論が求められるべきだと考えております。 この点を中心に、貴党の中小企業に関する税制への見解をお聞かせください。	貴党が今回の選挙にあたってどのような中小企業政策を訴えておられるかは、私たち中小企業家の注目するところであり、その重点施策をお聞かせください。
日本共産党愛知県委員会	中小企業は日本の産業各分野で大きな比重を持ち、事業所数で99%、就業人口の8割を占める日本経済の柱です。従来型の補完的役割でなく、「日本経済の柱」にふさわしい対策を行うべきです。日本共産党は、日本経済の柱を担っている中小企業への対策を真正面に打ち込み、大きな意義を持っており、検討したいと思っております。 日本共産党は、中小企業を産業政策の中心にするなど中小企業の経営基盤を直接支えるものに改革するべきであると提言しています。 日本政府の貧困な中小企業政策に対して、世界では、中小業者の役割を見直し、重視する流れが広がっています。政府の中小企業政策を抜本的に転換し、中小企業を産業政策の柱とする姿勢に転換させるため、「中小企業憲章」制定の意義は大きいと考えます。	中小企業庁を経済産業省の外局から、「中小企業の政治的地位の向上と諸施策の効果的運用を促すため、中小企業担当大臣を置く」という同友会の提言は、日本経済の柱を担っている中小企業への対策を真正面に打ち込み、大きな意義を持っており、検討したいと思っております。	大企業と大銀行が史上空前の大もうけを上げている一方で、中小零細企業と地方経済は切り捨てられています。こうしたときこそ、地方自治体が、中小企業と地域経済を支える役割を果たすべきです。そのためには、「中小企業地域活性化条例」は重要であり、その制定が急がれていると思っております。	中小同族会社の役員報酬の損金算入制限は、赤字の中小企業にまで一方的に負担を押し付けるものであり、撤回すべきだと考えます。 給与所得の定率減税の全廃や消費税の増税に反対します。また、医療費や国民健康保険、介護保険料の値上げ、生活保護費の老齢加算・母子加算の撤廃、障害者の応急負担など、国民への負担増に反対します。これらは、国民の購買意欲をそぎ、消費を冷やすことになり、格差と貧困を広げることになります。国がこれを撤廃し、大企業や大金持ちの優遇税制をやめるとともに、当面地方自治体が、住民の負担軽減のために必要な措置をとることを求めます。 公共住宅や生活道路、下水道整備などの生活関連施設、運送している小中学校の耐震化、災害に強い住宅・まちづくり、森林の保全などの環境整備など、住民の暮らしに役立つ公共事業を、自治体本来の仕事のひとつとして位置づけ積極的に進めます。 こうした生活密着型の公共事業は中小企業の受注機会が格段に広がります。公共事業の生活密着型の転換は地元中小企業の仕事を確保し、地域経済への波及効果をもたらします。大手ゼネコンが小規模な公共事業にも進出して中小業者の経営を圧迫しています。地方自治体が公共事業を地元中小業者に直接発注する仕組みを作らせます。	日本共産党は、空き店舗活用や歩道、照明、駐車場の整備、高齢者への宅配支援、商品券補助など、関係者や団体の要望を踏まえて、まちづくり・商店街振興をすすめます。国と地方自治体の中小企業向け予算を増額し、無担保・無保証人融資制度を拡充します。 日本共産党は、アメリカの地域再投資法を参考に、同友会の金融アセスの考え方に賛同し、その趣旨を生かして、中小企業等に必要資金を安定的に確保し、「地域金融活性化法案」を提案しています。公開する「地域金融活性化法案」を提案しています。この点で愛知でコミュニティバンクが設立されたことに注目しています。 公共住宅や生活道路、下水道整備などの生活関連施設、運送している小中学校の耐震化、災害に強い住宅・まちづくり、森林の保全などの環境整備など、住民の暮らしに役立つ公共事業を、自治体本来の仕事のひとつとして位置づけ積極的に進めます。 こうした生活密着型の公共事業は中小企業の受注機会が格段に広がります。公共事業の生活密着型の転換は地元中小企業の仕事を確保し、地域経済への波及効果をもたらします。大手ゼネコンが小規模な公共事業にも進出して中小業者の経営を圧迫しています。地方自治体が公共事業を地元中小業者に直接発注する仕組みを作らせます。
民主共産党愛知県総支部連合会	貴団体が掲げている「中小企業憲章」は、民主党が主張してきた中小企業政策の基本理念、各論において合致する点が多いと受け止めています。中小規模企業はわが国経済の基盤であり、雇用とビジネスチャンスを生み出す源泉であります。 わが党では「中小企業憲章」を制定すると政権政策の基本方針に掲げております。下請けいじめ、第三者保証要求など優越的地位の濫用とも言える旧来の取引・金融慣行は是正し、中小企業の公平・公正な競争環境を確保すると共に、オーナー課税の見直しなどにより中小企業税制を確立し、後継者不足・円滑な事業承継などの課題にも取り組み、中小・零細企業の活力を高め、起業の促進を図ってまいります。	中小企業に関する問題は、非常に多岐にわたっており、省庁間の連携がなかなかとれていない現状はわが党でも検討すべき課題と位置づけております。行政改革の方向性を見極めながら設置に前向きに取り組んでまいります。	中小企業地域活性化条例は、最近では多くの都道府県や自治体で取り入れられており、わが党としても前向きに検討すべき課題と位置づけております。前記しましたが、中小企業はわが国経済の基盤です。地方公共団体の判断で積極的に推進すべきだと考えます。	2004年4月に導入された法人事業税の一部外形標準課税については、雇用及び中小企業経営に及ぼす影響に鑑み、慎重に対応します。創業5年未満の中小ベンチャー法人については、法人課税を減免します。創業促進のため、現行エンジェル(ベンチャーへの投資家)税制の複雑でリットの少ないシステムを改めます。中小企業に対する同族会社の留保金課税を廃止し、特殊支配同族会社の役員に給する給与所得控除の損金算入制度も廃止します。	政策の中で最も重要と考えるものは、融資についてであります。金融機関の融資については、内容証明や書面交付の義務付けなど、貸し手責任や義務を法律上明確化するのと同時に、倒産に際しては、生活に必要な最低限の財産を手元に残すことを許すなど、再チャレンジの道が残される社会を確立します。 中小企業向けの資本・債権市場を創設し、直接金融への道を開き、担保や保証を過剰に求める取引慣行を改めさせ、個人・中小企業への資本供給を円滑にします。政府系金融機関については、個人保証を撤廃します。貸し渋り・貸しはがしへの緊急避難策としての「特別信用保証」の復活を図ります。
公明党愛知県本部	景気が回復しているものの、中小企業は依然として景況感に乏しく、地域間格差も顕著に存在しています。こうした地域格差を是正し、地域再生を図っていくことが、今後の重要な課題の一つと考えます。そのために、地域経済の担い手である中小企業支援策を党の最重要政策として推進していきます。「中小企業憲章」制定につきましては、趣旨は概ね理解をできるものであり、今後、党内で十分な議論を重ねてまいります。	地域経済、地域産業の自立的な活性化のための取り組みを積極的に支援する施策を構築することが重要と考えます。その構築のための各官庁間の連携という点において、ご提案の趣旨は非常に大事であると考えます。担当大臣の設置や中小企業庁の内閣府外局化については、今後の検討課題としていきます。	地域経済の担い手である中小企業支援策を推進していくとの考えのもと、条例制定の必要性は理解できます。今後、党内で検討を重ねてまいります。	一定の同族会社の役員給与のうち給与所得控除を損金算入せずに課税する制度に関しては、中小企業への悪影響を懸念する党の考えを踏まえ、適用基準となる所得金額(法人役員給与との合計)を来年度から800万円以上から1600万円以上に引き上げる見直しを行います。 その他、2007年度税制改正では(1)留保金課税制度の撤廃(2)相続時精算課税制度の拡充(3)減価償却制度の抜本的改正など、中小企業に手厚い減税策を講じました。	2007年度予算案では、中小企業対策費として1245億円(対前年度比3.4%増)を計上。9年ぶりに40億円超増額を計上しました。 ①金融対策としては不動産担保や保証人に過度に依存することなく資金調達を可能にするため、流動資産である売掛債権や在庫等を活用した保証制度の拡充・創設。 ②伝統文化や技術、農林水産品といった、その地域にしかできない商品やサービスの新事業展開を政府が支援する「地域資源活用型中小企業」の創設。 ③政府系金融機関による再挑戦支援融資、信用保証協会の再挑戦支援保証制度の創設など。
社会民主主義愛知県連合	中小企業は、日本の企業数の約9割、常用雇用数は2800万人超(71%)を占めており、日本経済の基盤・原動力として重要な存在であり、国民生活の向上、地域経済の活性化、雇用の受け皿として一層の発展が期待されています。EUでは、グローバル化と知識主導型経済社会の到来に対応するため、多くの雇用と戦略的結束を伴う経済成長を目標とした「リスボン社会(2005年)」があり、その一環として「EU中小企業憲章」が制定されています。 この憲章は「小企業はEU経済のバックボーン」とし、社会政策・経済政策・雇用政策の効果的結合により、持続可能な経済成長、より多くの雇用、社会的連帯を追求していくという戦略をもっており、その行動指針は日本でも示唆に富む内容が多くあります。活力ある中小企業を創造するためにも「中小企業憲章」の制定に取り組まします。	現在の中小企業庁は、中小企業庁設置法により、国家行政組織法に基づいて経済産業省の外局として置かれています。しかし、政府による大企業中心の政策や余力に乏しい国の予算(07年度予算は1625億円で歳出全体の50.0分の1)、低い開業率や廃業の多さなど脆弱な経営基盤を見れば、中小企業政策の一層の強化が必要です。諸外国では、フランス(中小企業・小売店・職人、自由業大臣)や米国(中小企業庁長官)、ベルギー(中小企業大臣)、インド(小規模産業大臣)、アフリカ諸国で中小企業大臣などが置かれています。 日本でも中小企業の地位を高め、多岐にわたる中小企業政策の充実・強化、環境や労働、社会福祉、農業等の政策的連携の強化を促進させるために担当大臣の必要性を検討していきます。	「中小企業地域活性化(振興)条例」が、多くの雇用創出、人間らしい労働(仕事)の実現、持続可能な地域経済社会の構築、まちづくり、分権の推進、地方と都市の格差是正、環境保全・農林水産業の価値向上などに貢献するものとして、これらを行う中小企業の創造的な活動、経営環境を支援するという面から見て、中小企業と、社会党としても各都道府県で取り組んでいきたいと思っております。	・特殊支配同族会社の役員報酬の給与所得控除の損金算入制限は、適用除外となる規程所得金額が1600万円(現行800万円)まで引き上げられました。また、同族会社だけを差別し、租税理論が混乱している、中小企業への打撃が大きいことなどから廃止すべきです。 ・中小法人の軽減税率が適用される所得金額を現行800万円以下から1600万円まで引き上げます。また、応急負担原則にもとづき、法人の所得に応じた累進性を組み込むことを検討します。 ・事業承継税制については、①事業用資産に係る包括的軽減(免除)措置を認める制度の充実、②中小会社の取引相手がない株式会社等に係る評価方法の改善など措置が必要です。	①中小企業基本法の中小企業の定義を細分化し、きめ細やかな中小・零細企業対策を推進。 ②「地域再投資法」を創設し、ベンチャー企業への支援、地域雇用の創出、地場産業の確立・育成に取り組まします。 ③商店街や町工場などの支援体制を整備。地域産業の振興と住民が参加できるまちづくりを進めます。 ④金融機関の貸し渋り、貸しはがしに厳しく対処し、融資は物的担保主義から人材や技術、将来性などに着目した信用貸付制度に転換。政府系金融機関の融資機能の維持・拡大、金融アセスメント制度の法制化。 ⑤円滑な事業承継・後継者づくりを支援。 ⑥環境、福祉、生活、雇用創出を重視した社会に役立つ小さな公共事業の推進。 ⑦太陽光や風力など再生可能エネルギーの活用を図り、地域の特性を活かしたエコロジー産業の推進。 ⑧失業者等の創業(起業)に対する総合的な支援策の実施。中小企業での若年雇用の拡大。
自由民主主義愛知県支部連合会	1. 我が国企業の99.7%、従業員の7割は中小企業であり、全国430万の中小企業の知恵とやる気を生かして、その活力を高めることこそが、我が国経済の活性化を図る上で重要な鍵である。 2. EUにおいては、中小企業政策の基本は、中小企業基本法による中小企業の経営の革新及び創業の促進、さらに取引の適正化といった中小企業の経営基盤の強化などを、中小企業政策の基本方針としている。これに従い、中小企業への円滑な資金供給を柱とし、新事業への挑戦支援や、モノ作り中小企業の強化など、従来から様々な対策を実施してきたこと。 3. 今後とも、地域資源を活用した新事業への展開支援、再チャレンジする起業家の資金調達の円滑化、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進など、中小企業の頑張りや力を強く応援していく。	1. 中小企業政策は、我が国経済産業政策の中で、最も重要な政策の一つであり、経済産業政策と切り離して、効果的な中小企業政策を適切に遂行することは困難である。 2. 今後とも、経済産業大臣が、中小企業政策を含めた経済産業政策を担当する大臣として、責任を持って、中小企業政策を推進していくことが適切であると考えられる。	1. 中小企業基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の自然的経済的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定していること。 2. 地域の中小企業の振興は、その地域の自然的経済的社会的条件に即してその区域を管轄する地方公共団体が第一義的に実施すべきであり、地方公共団体が適切な役割分担を図りつつ、地域の特性に応じた施策の企画立案と実施を図ることが望ましいと考えている。	1. 地域経済と雇用を支える中小企業の活性化のため、中小企業の財務基盤の強化などの観点から、税制支援策の充実を推進する。 2. 平成19年度税制改正においては、我が国経済を活性化するために、地域経済を支える中小企業の活性化が重要であるとの政策判断のもと、留保金課税の適用除外や、事業承継の円滑化に資するための相続時精算課税制度の拡充など、中小企業に係る税制について、思い切った見直しを行うこととしていること。 3. こうした中、特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置についても、中小企業活性化に重点を置いた19年度税制改正の一環として、本年4月以降、適用除外基準を従前の2倍の1600万円に引き上げることとしたもの。 (参考)1600万円という水準は、財務省において、黒字の中小企業の8割を占める資本金2000万円未満の黒字法人の平均基準所得等が約1570万円であること等を勘案したものである。	1. 我が国経済の活力の源である全国の中小企業を応援することは非常に重要であり、平成19年度の中小企業対策費については、厳しい財政事情の中、政府原案で前年度より9億増の1,625億円を計上していること。 2. 平成19年度の中小企業対策については、「中小企業地域資源活用プログラム」の創設や、モノ作り基盤技術を支える中小企業への総合的な支援や人材育成・確保への支援、まちづくりの推進と商店街振興などの支援を強化することとしている。 3. これらに加えて、中小企業への円滑な資金供給を図るため、担保や保証に過度に依存しない融資の促進やセーフティネット保証・貸付の実施により、金融面での支援も行っていきます。 4. 今後とも、日本経済の回復が中小企業全般に幅広く行き渡るよう、様々な中小企業支援策を展開していく。